

議案第11号

令和2年度小松島市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度小松島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 集水面積 54.5 (ha)
- (2) 主な建設改良費
 - ① 管渠改良費 75,075 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	519,172 千円
第1項	営業収益	113,085 千円
第2項	営業外収益	354,212 千円
第3項	特別利益	51,875 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	467,293 千円
第1項	営業費用	388,893 千円
第2項	営業外費用	77,064 千円
第3項	特別損失	1,336 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4千円は、当年度利益剰余金処分額4千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	284,752 千円
第1項 他会計負担金	213,150 千円
第2項 補助金	27,302 千円
第3項 企業債	44,300 千円

支 出

第1款 資本的支出	284,756 千円
第1項 建設改良費	75,075 千円
第2項 企業債償還金	209,677 千円
第3項 基金積立金	4 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,006千円及び14,881千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	44,300千円	証書貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし, 財政上の都合により償還年限を短縮し, 若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は, 100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

職員給与費 25,400千円

(他会計からの補助金等)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金等を受ける金額は, 360,333千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち4千円は, 次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして 4千円

令和2年3月3日提出

小松島市長 濱田 保徳